平成２４年（フ）第１４５号
埼玉県東松山市松葉町４丁目８番38号
債務者　池松　敬介
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第１６１号
埼玉県熊谷市大原２丁目８番３号
債務者　櫻井　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第１２５号
千葉県成田市中台４丁目３番地　10棟501号
債務者　會田　麗香
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２４年（フ）第１３１号
千葉県佐倉市臼井台1245番地１
債務者　森園いさ子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２４年（フ）第１２号
千葉県銚子市黒生町6527番地の２
債務者　潮来　芳子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２４年（フ）第１８１号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目３番６号　ＳＫコーポラス103号
債務者　伊藤　信義
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２４年（フ）第１４４号
新潟県阿賀野市姥ケ橋419番地11
債務者　上尾　秋弘
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第１４５号
新潟県阿賀野市姥ケ橋419番地11
債務者　上尾恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第１１７号
静岡県沼津市岡宮772番地の８
債務者　三浦　妙子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第６６号
島根県安来市柿谷町460番地４
債務者　永島すみ子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第６７号
松江市上乃木９丁目３番40号　パークアベニュー南光台201号室、住民票上の住所松江市乃木福富町547番地
債務者　内田　健輔
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第７０号
松江市東持田町208番地66
債務者　森　由紀子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第７１号
松江市東持田町208番地66
債務者　森　　友和
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿児島市城南町７番47―906号
債務者　鬼塚　　梓
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２４年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目53番11―903号
債務者　大原　里美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２４年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目15番11号
債務者　古別府　修
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２４年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿児島市和田町135番地　厚地アパート102号
債務者　前薗　浩二
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２４年（フ）第４６号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目37番地の７　コーポサン101
債務者　芦間由紀子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部